

議第10号

平成26年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

平成26年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

平成26年2月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 100,382
	1 使用料	100,370
	2 手数料	12
2 府支出金		47,200
	1 府補助金	47,200
3 財産収入		21
	1 財産売払収入	21
4 繰入金		606,006
	1 一般会計繰入金	606,000
	2 基金繰入金	6
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		39,390
	1 雑収入	39,390
7 市債		75,000
	1 市債	75,000
歳 入 合 計		868,000

歳 出						
款		項		金 額		
1 市 場 ・ と 畜 場 費			千円 868,000			
	1 中央卸売市場・と畜場費		584,534			
	2 市 場 整 備 費		129,600			
	3 公 債 費		153,366			
	4 予 備 費		500			
歳 出 合 計			868,000			
第2表 市 債						
起 債 の 目 的		限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
中央卸売市場第二市場施設整備費		千円 75,000	発行価格が額面と発行金額を下回る場合は、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができ。